7　航空幕僚監部装備計画部整備・補給課の所掌事務として、輸送に関することを追加することとした。（第一五六条関係）

8　航空幕僚監部に科学技術官を新設するとともに、その所掌事務を定めることとした。（第一五八条関係）

9　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

航空幕僚監部に科学技術官を新設することに伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めることとした。（別表第三関係）

三　施行期日

この政令は、令和三年三月一八日から施行することとした。

◇登記手数料令の一部を改正する政令（政令第四五号）（法務省）

1　登記手数料の改定

商業登記法第一二条の二第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による同項各号に掲げる事項の証明についての手数料の額を、一件につき一、三〇〇円に改めることとした。また、同項第二号の期間が三月を超えるものについては、一、三〇〇円にその超える期間三月までごとに一、〇〇〇円を加算した額に改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇令和二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第四六号）（内閣府本府）

1　令和二年等に発生した地滑り、豪雨及び暴風雨による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。

2　特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇厚生年金保険法施行令及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第四七号）（厚生労働省）

一　厚生年金保険法施行令の一部改正関係

厚生年金保険法附則第一一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であって政令で定める率について、同法第四三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（同法第三四条第一項に規定する調整期間にあっては、同法第四三条の四第一項に規定する算出率（名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、名目手取り賃金変動率））とすることとした。（第一条関係）

二　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う所要の改正を行うこととした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

政　令

防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月十七日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第四十三号

防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法の一部を改正する法律（令和二年法律第十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年三月十八日とする。

防衛大臣　岸　　信夫

内閣総理大臣　菅　　義偉

防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月十七日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第四十四号

防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十条第三項及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第一号中「もの」の下に「及び宇宙に関する領域に係るもの」を加える。

第百三十九条第五号中「各部」の下に「、科学技術官」を加える。

第百四十一条中「五課」を「四課」に、「人事計画課」を「人事教育計画課」に、「援護業務課教育課」を「募集・援護課」に改める。

第百四十二条の見出しを「（人事教育計画課）」に改め、同条中「人事計画課」を「人事教育計画課」に改め、同条第二号中「統合幕僚監部」の下に「及び募集・援護課」を加え、同条第四号中「及び招集手続」を削り、同条中第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加える。

五　教育訓練計画に関すること（統合幕僚監部及び運用支援課の所掌に属するものを除く。）。

六　学校及び教育訓練部隊に関すること。

七　学校における調査及び研究の計画に関すること。

八　教範その他の教育訓練資料の整備に関すること。